

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年8月3日

大磯町町税条例の一部改正について

---

## 資 料

---

- 1 改正概要 ..... 1
- 2 改正内容 ..... 1～3

税 務 課

# 大磯町町税条例の一部改正について

## 1 改正概要

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人町民税の個人均等割の非課税に関する規定の整備、森林環境税の賦課徴収の開始に伴う規定の整備、固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備等を行うため、規定の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 個人町民税の個人均等割の非課税に関する規定の整備（第8条の2関係）

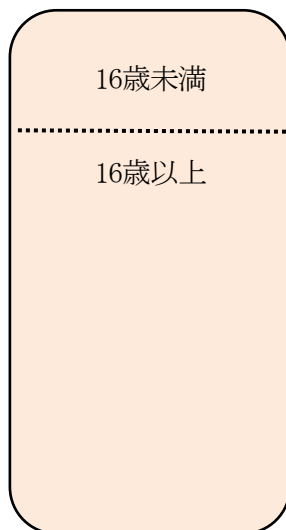
【施行日：令和6年1月1日】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）が令和6年1月1日に施行され、30歳以上70歳未満の国外居住者は、一定の条件を満たしている者を除き、扶養親族の範囲から除外されます。

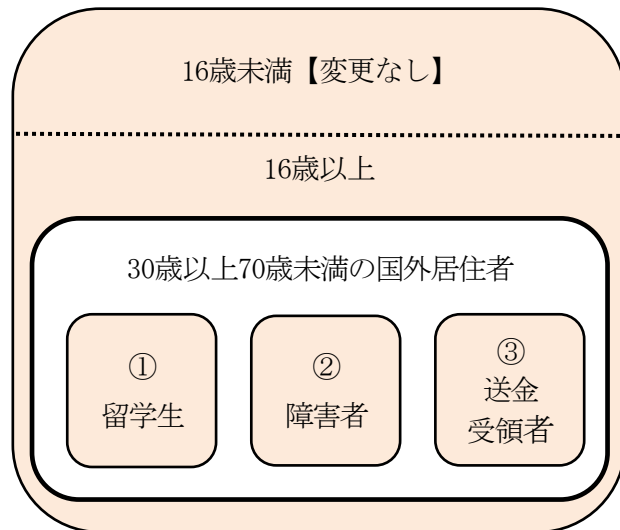
この改正に伴い、個人均等割の非課税の判定に用いる扶養親族の規定について、政令改正に合わせた改正を行います。

#### 【「個人均等割の非課税」の判定に用いる扶養親族の範囲】

令和5年度課税分まで



令和6年度課税分から



#### 【具体例】

町内居住の外国人が、国元の親（65歳：外国人）を扶養しているケース

→ その親が①留学生、②障害者、③送金受領者のいずれにも当てはまらない場合は、令和6年度課税分以降、扶養親族から除外されます。

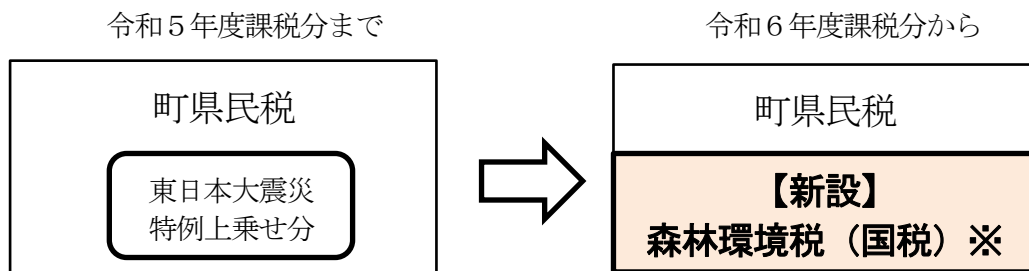
(2) 森林環境税の賦課徴収の開始に伴う規定の整備（第15条関係）

【施行日：令和6年1月1日】

令和6年度から森林環境税（国税）が新たに課税されますが、その賦課徴収に当たっては、町県民税の均等割と併せて行うこととされています。

このことに伴い、関連規定の整備を行います。

【納税者視点でのイメージ図】



※ 町民税は減収となりますが、後に森林環境譲与税として町に配分されます。

【均等割額（年額）】

区分	町県民税		森林環境税 （国税）	合計
		内、東日本大震災 特例上乗せ分		
令和5年度課税まで	5,300円	（1,000円）	—	5,300円
令和6年度課税から	4,300円	（ — ）	1,000円	5,300円

※ 東日本大震災を踏まえ、緊急に実施する必要があった防災・減災事業の財源確保のため、町県民税の均等割が1,000円引き上げられていますが、令和5年度をもって10年間の期間が終了します。そのため、令和6年度から森林環境税が1,000円上乗せされますが、1人当たりの負担額に変更はありません。

(3) 固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備（附則第6条、附則第7条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

ア 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等

令和5年4月1日付けで課税標準の特例措置が廃止されたため、関連規定を削除します。

イ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション

令和5年度税制改正において税額の減額措置が創設されたため、関連規定を追加します。

条例で定める割合（案）	参酌基準（地方税法附則第15条の9の3）
3分の1	3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

**【長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の概要】**

○ 対象マンション

築20年以上かつ総戸数が10戸以上で、次のいずれかに該当するマンション

- ・ 令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準未満から当該基準以上に引き上げた、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンションであること。（町内では、該当なし（令和5年4月時点））

・ 管理計画の認定制度とは、適切な管理計画（①修繕その他の管理の方法、②修繕その他の管理に係る資金計画、③管理組合の運営の状況）を有するマンションを自治体（神奈川県内の町村部においては、神奈川県）が認定する制度のこと。

- ・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく、マンションの管理の適正化を図るための助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションであること。（町内では、該当なし（令和5年4月時点））

※ 賃貸マンション（ワンオーナーのマンション）は、対象外

○ 工事要件

長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事）を過去に1回以上実施しており、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以降の長寿命化工事を一体で完了していること。

○ 減税額

各区分所有者が翌年度支払う、家屋に係る固定資産税（居住用部分のみで、1戸当たり100㎡を限度）について、6分の1以上2分の1以下の範囲内（参酌割合：3分の1）で、市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する。

**【わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）】**

国が一律で定めていた特例割合について、法の定める範囲内において、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする措置をいう。

(4) 引用条項の整理（附則第6条、附則第8条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴い、引用条項の整理を行います。